



令和5年度

行政視察資料



マラソンの父 金栗四三 氏
玉名市名誉市民第1号



金栗さんの書による「体力・気力・努力」と刻まれた記念碑



日本のランニングシューズの原点、「金栗足袋」

玉名市議会事務局

玉名市の概況

平成17年10月3日に、玉名地域の1市3町(玉名市、岱明町、横島町、天水町)が合併し誕生した現玉名市は、熊本県北西部に位置し、南北の距離は約17km、東西は約14.5km、市域の面積は約152㎦です。この地域は、古来より豊かな暮らしを物語る遺跡や有明海から外海へと広がる交流を示す遺物が出土するなど、古墳時代から菊池川と豊かな海がもたらす恵みとともに繁栄を続けてきました。明治以降は、干拓による米の生産、養蚕業の振興、鉄道の開通による発展に加え、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然による農産物や水産物の盛んな地域へと発展してきました。

また、県北地域の拠点都市であり、九州のほぼ真ん中、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置しています。市の中央には、九州新幹線新玉名駅があり、また、JR鹿児島本線では、玉名駅をはじめ3つの駅を有しています。さらに、九州自動車道菊水インターチェンジや長洲港と島原半島を結ぶ有明フェリーを近隣に有するなど、広域交通の便にも恵まれています。

1300余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。

市章



中心の円:オレンジ 左側の三日月:緑 右側の三日月:青

・デザインの趣旨

「玉名市」の頭文字「タ」を図案化したものです。

緑は大地を、青は有明海を、中心のオレンジはそれに囲まれた県北の拠点「玉名市」を表しています。

玉名市民憲章(平成19年10月3日 告示)

玉名市市民憲章選考等委員会にて制定

わたしたち玉名市民は、豊かな山河と有明の海の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力によって歴史と伝統のあるまちを築き上げてきました。

この美しい郷土を愛し、玉名市が未来に向かって限りなく繁栄することを願って、ここに市民憲章を定めます。

- 人と自然を愛し、住みよいまちをつくります。
- はたらく喜びをもち、活気あふれる明るいまちをつくります。
- お互いにきまりを守り、助け合う温かいまちをつくります。
- 学ぶ心を大切にし、文化の香り高いまちをつくります。
- お年寄りを敬い、若い力を育て希望にみちたまちをつくります。



市の花、市の木及び市の鳥(平成19年10月3日 告示)

市民の皆様から応募いただいたものを玉名市市民憲章選考等委員会で選定



市の花「肥後花しょうぶ」

公募のうち最も多かった「肥後花しょうぶ」
「高瀬裏川花しょうぶまつり」のイメージ



市の木「小岱松」

小岱山の山麓から海岸までの丘陵地帯に分布
「小岱山」の地名をつけた、市民に愛着のある松



市の鳥「しらさぎ」

玉名温泉の「疋野長者伝説」に出てくる「しらさぎ」
※「しらさぎ」とは、白いサギ類の総称で、
ダイサギ、チュウサギ、コサギを指します

市の歌(平成30年10月3日 告示)

市の歌「我らの故郷(ふるさと) 玉名」

玉名市民音楽祭のテーマソングとして歌詞を一般公募して平成19年につくられたものであり、玉名市歌選考委員会での協議、検討の結果、市歌と正式に位置付け

マスコット



市のマスコット「タマにゃん」

第1回玉名市民音楽祭(平成19年10月21日)のポスター募集から誕生

市勢の概要

【1 市・町制施行】

玉名市 平成17年10月3日 市制施行(1市3町合併)

玉名市	昭和29年4月	市制施行
天水町	昭和35年10月	町制施行
岱明町	昭和40年4月	町制施行
横島町	昭和43年11月	町制施行

【2 都市の性格】 田園都市

【3 面積・人口・世帯数】

(令和5年3月末現在)

総面積	人口			高齢人口 割合	世帯
	男	女	計		
152.6km ²	30,699人	33,050人	63,749人	35.1%	28,400世帯

※人口・世帯数の推移

(国勢調査)

年	人口			高齢人口 割合	世帯
	男	女	計		
平成22年	32,602人	36,939人	69,541人	27.8%	24,344世帯
平成27年	31,348人	35,434人	66,782人	31.2%	24,474世帯
令和2年	30,410人	33,882人	64,292人	34.2%	25,278世帯

【4 産業別就業者の推移】

(国勢調査)

産業	平成22年		平成27年		令和2年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
第1次	5,426人	16.97%	5,170人	16.57%	5,230人	16.87%
第2次	8,310人	26.00%	7,861人	25.20%	7,746人	24.99%
第3次	17,883人	55.95%	17,819人	57.13%	18,021人	58.14%
分類不能	345人	1.08%	342人	1.10%		
総数	31,964人	100%	31,192人	100%	30,997人	100%

【5 教育機関】

小学校 市立15校
 中学校 市立6校、県立高校附属中1校
 高校 県立3校、私立2校
 大学 九州看護福祉大学

財政関係

【1 一般会計予算(令和5年度当初)】

(単位:千円、%)

令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
34,119,000	32,437,000	1,682,000	5.2

歳入			歳出		
款	金額(千円)	構成比(%)	款	金額(千円)	構成比(%)
1 市 税	7,057,483	20.68%	1 議 会 費	243,818	0.71%
2 地方譲与税	277,560	0.81%	2 総 務 費	3,473,715	10.18%
3 利子割交付金	1,700	0.00%	3 民 生 費	13,023,530	38.17%
4 配当割交付金	26,700	0.08%	4 衛 生 費	3,119,164	7.81%
5 株式等譲渡所得割交付金	33,800	0.10%	5 一		
6 法人事業税交付金	81,300	0.24%	6 農林水産業費	2,498,744	7.32%
7 地方消費税交付金	1,567,000	4.59%	7 商 工 費	527,861	1.55%
8 ゴルフ場利用税交付金	18,900	0.06%	8 土 木 費	2,369,473	6.94%
9 環境性能割交付金	25,100	0.07%	9 消 防 費	1,151,293	3.37%
10 地方特例交付金	57,600	0.17%	10 教 育 費	3,999,461	11.72%
11 地方交付税	9,600,000	28.14%	11 災 害 復 旧 費	36,455	0.11%
12 交通安全対策特別交付金	6,000	0.02%	12 公 債 費	3,645,486	10.68%
13 分担金及び負担金	152,540	0.45%	13 諸 支 出 金		
14 使用料及び手数料	313,514	0.92%	14 予 備 費	30,000	0.09%
15 国庫支出金	5,056,013	14.82%			
16 県 支 出 金	3,109,097	9.11%			
17 財 産 収 入	42,796	0.15%			
18 寄 附 金	1,305,001	3.82%			
19 繰 入 金	1,625,504	4.76%			
20 繰 越 金	437,266	1.28%			
21 諸 収 入	624,026	1.83%			
22 市 債	2,700,100	7.91%			
歳入合計	34,119,000	100.00%	歳出合計	34,119,000	100.00%

【2 特別会計・企業会計予算(令和5年度当初)】

(単位:千円、%)

会計名		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	
特別会計	国民健康保険事業	8,834,305	8,799,788	34,517	0.4	
	後期高齢者医療	1,142,801	1,216,126	▲ 73,325	▲ 6.0	
	介護保険事業	7,917,235	7,831,201	86,034	1.1	
	浄化槽整備事業	46,522	42,153	4,369	10.4	
企業会計	水道事業	収益の収入	886,551	841,621	44,930	5.3
		収益の支出	841,936	793,267	48,669	6.1
		資本の収入	317,720	424,800	▲ 107,080	▲ 25.2
		資本の支出	762,326	833,283	▲ 70,957	▲ 8.5
	公共下水道事業	収益の収入	1,548,634	1,568,993	▲ 20,359	▲ 1.3
		収益の支出	1,526,273	1,548,103	▲ 21,830	▲ 1.4
		資本の収入	932,929	572,597	360,332	62.9
		資本の支出	1,498,180	1,124,857	373,323	33.2
	農業集落排水事業	収益の収入	405,830	398,867	6,963	1.7
		収益の支出	403,661	398,867	4,794	1.2
		資本の収入	87,737	214,850	▲ 127,113	▲ 59.2
		資本の支出	192,926	323,340	▲ 130,414	▲ 40.3

職員数・組織図

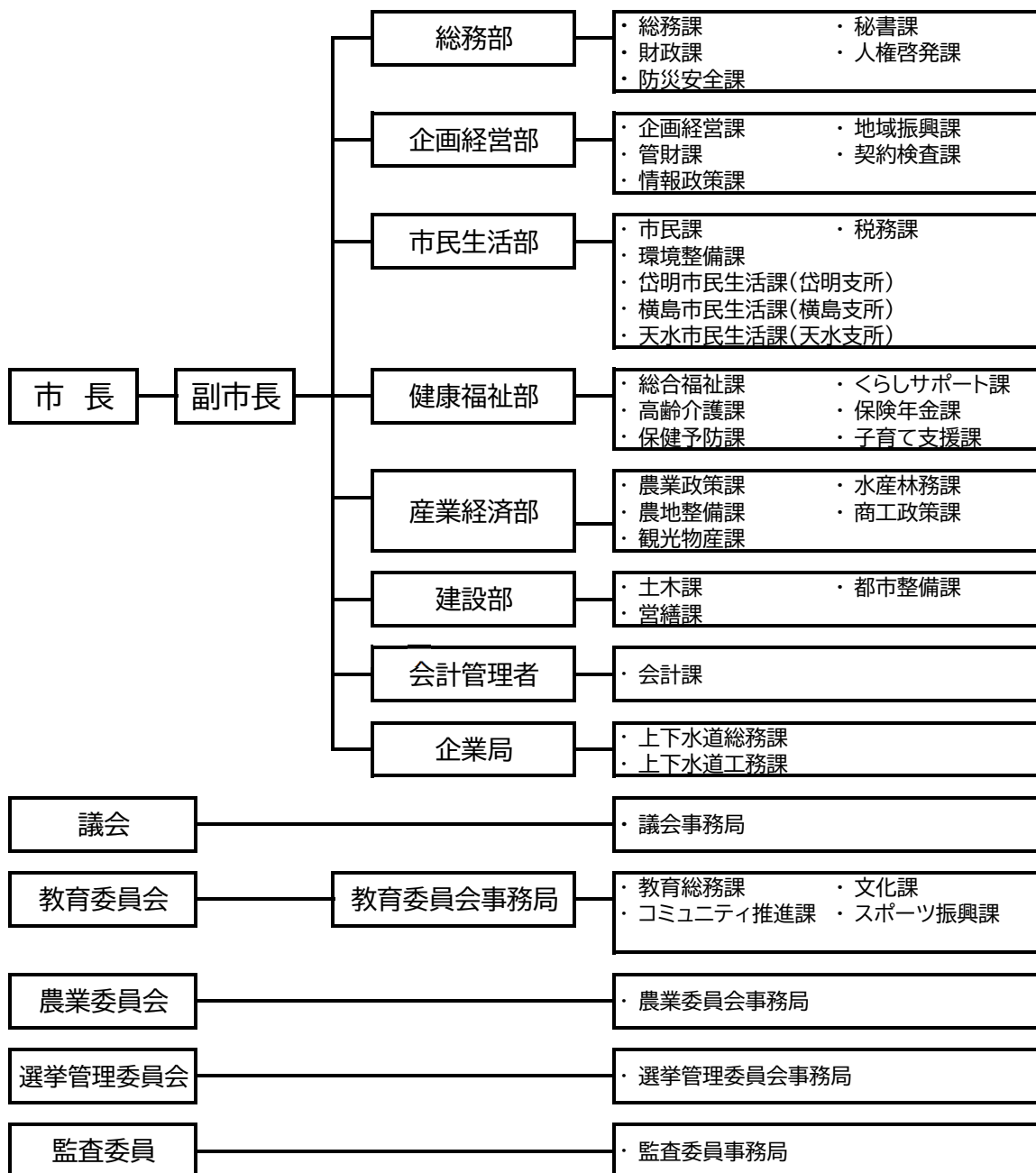
【1 職員数】

(単位:人)

区 分	平成17年度(合併時)		令和5年度	
	定 数	実 数	定 数	実 数
市長の事務部局の職員	565	565	422	414
上下水道事業の事務部局の職員	※水道事業のみ 20	17	27	24
議会の事務部局の職員	8	7	7	6
選挙管理委員会の事務部局の職員	5	3	3	2
公平委員会の事務部局の職員	2	1	2	1
監査委員の事務部局の職員	5	4	4	3
農業委員会の事務部局の職員	15	13	9	6
教育委員会の事務部局の職員	100	87	80	67
合 計	720	697	554	523

資料:総務課

【2 玉名市組織図】



議員数

【1 条例定数及び現議員数】

(単位:人)

条例定数	現議員数
22	22

※任期:令和3年11月13日～令和7年11月12日

※平成29年10月22日執行の市議会議員選挙から、定数は2名削減し、22名になりました。

【2 合併前(平成17年時の各自治体の議員定数)】

(単位:人)

旧玉名	旧岱明	旧横島	旧天水	計
24	16	12	14	66

議員構成

【1 年齢別議員数】

(単位:人)

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢
	4	7	6	5	60.9歳

(令和5年4月1日現在)

【2 地域別議員数】

(単位:人)

玉名	岱明	横島	天水
12	5	3	2

【3 党派構成】

(単位:人)

公明党	日本共産党	無所属
1	1	20

【4 会派構成】

(単位:人)

新生クラブ	第二新生クラブ	自友クラブ	創政未来	無会派
5	5	4	4	4

(1)会派構成(地域別)

(単位:人)

	新生クラブ	第二新生クラブ	自友クラブ	創政未来	無会派	計
玉名	2	2	2	4	2	12
岱明	2	1	1		1	5
横島		1	1		1	3
天水	1	1				2
計	5	5	4	4	4	22

(2)会派構成(年齢別)

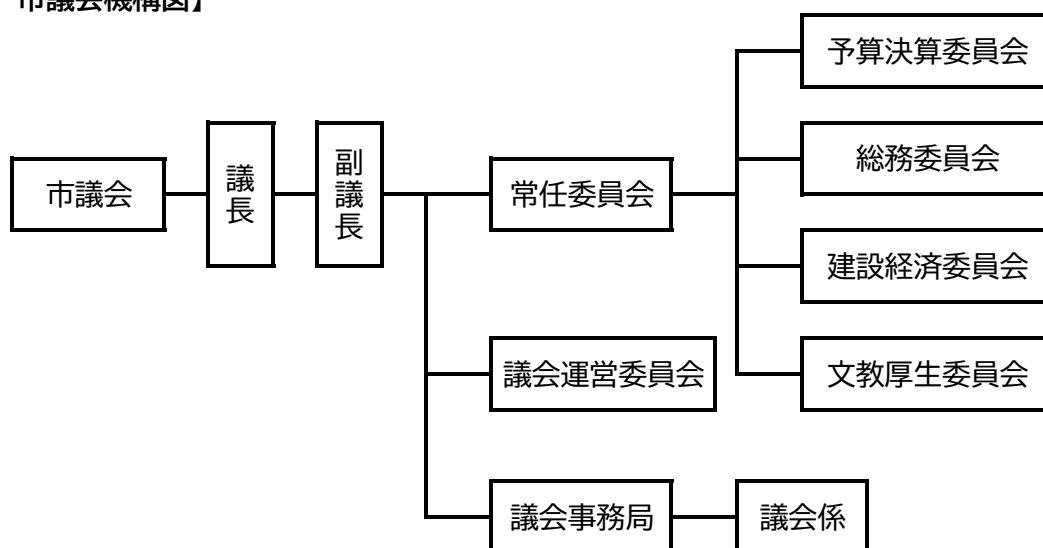
(単位:人)

	新生クラブ	第二新生クラブ	自友クラブ	創政未来	無会派	計
30～39歳						
40～49歳		1	1	2		4
50～59歳	2	1	1	2	1	7
60～69歳		3	2		1	6
70歳以上	3				2	5
計	5	5	4	4	4	22

(令和5年4月1日現在)

市議会の機構

【1 市議会機構図】



委員会

【1 委員会構成図】

委員会名		定数	現員数	所管事項
常任委員会	総務委員会	8	8	(1) 総務部の所管に関すること (2) 企画経営部の所管に関すること (3) 会計課の所管に関すること (4) 選挙管理委員会の所管に関すること (5) 監査委員の所管に関すること (6) 公平委員会の所管に関すること (7) 市民生活部の所管に関すること(市民生活部税務課の所管のうち国民健康保険税の事務に関するものを除く) (8) 他の委員会の所管に属しないこと
	建設経済委員会	7	7	(1) 産業経済部の所管に関すること (2) 建設部の所管に関すること (3) 企業局の所管に関すること (4) 農業委員会の所管に関すること
	文教厚生委員会	7	7	(1) 健康福祉部の所管に関すること (2) 教育委員会の所管に関すること (3) 市民生活部税務課の所管に関する事項のうち国民健康保険税の事務に関すること
	予算決算委員会	22	22	(1) 予算に関すること (2) 決算に関すること
議会運営委員会		7	7	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
特別委員会	議会広報広聴特別委員会 (平成29年12月4日～)	8	8	(1) 議会の広報広聴機能の充実に関すること (2) 議会報の編集及び発行に関すること
	議会改革推進特別委員会 (平成29年12月4日～)	8	8	(1) 議会改革及び議会活性化に関すること (2) 議会基本条例の検討及び見直しに関すること
	有明海沿岸道路及び 公共施設建設調査特別委員会 (平成31年3月25日～)	8	8	(1) 有明海沿岸道路の早期整備に関すること (2) 公共施設適正配置計画に関すること (3) サッカー場建設に関すること (4) 旧庁舎跡地利活用に関すること

【2 議会運営委員会】

- (1)委員定数と選出の方法
定数7人 各会派より選出
- (2)正副議長の取扱い
オブザーバーとして出席

【3 委員会の運営について】

- (1)委員会の公開、非公開について
制限公開としている(委員長の許可による)
- (2)予算及び決算議案の審査方法
分科会による分割審査を行わず、全議員による審査としている。

【4 委員会、協議会開会状況(令和4年)】

委員会名	委員会	協議会
総務委員会	9回	
建設経済委員会	7回	
文教厚生委員会	9回	
予算決算委員会	2回	
議会運営委員会	15回	
議会広報広聴特別委員会	12回	
有明海沿岸道路及び 公共施設建設調査特別委員会	一回	
議会改革推進特別委員会	3回	
全員協議会		11回
計	57回	11回

議会の運営状況

【1 本会議の招集(令和4年)】

	令和3年							
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
招集月	1月	3月	5月	6月	9月	11月	12月	
定例・臨時の別	臨時	定例	臨時	定例	定例	臨時	定例	
会期日数	1日	29日	1日	25日	27日	1日	23日	
本会議日数	1日	5日	1日	5日	5日	1日	5日	

【2 付議事件の件数(令和4年)】

(単位:件)

	提出議題	議案議決内容							
		原案可決	修正可決	否決	継続	承認	同意	認定	
市長提出	予算	45	45						
	条例	30	30						
	人事案件	8					8		
	その他	16	16						
	決算	8						8	
	専決処分	予算	1				1		
		条例	4				4		
その他									
議員提出	条例その他	3	3						
	決議	1	1						
	意見書	3	3						
小計	119	98				5	8	8	

(単位:件)

選挙	—	議長選挙、副議長選挙、有明広域行政事務組合議会議員選挙、くまもと県北病院機構設立組合議会議員選挙
その他付議事件	—	継続審査の件(3常任委員会)
報告	11	議会の委任による専決処分事項(簡易事項で議会議決指定のもの)ほか

(単位:件)

	2年からの継続分	令和3年上程分	議案議決内容(継続審査分含む)				
			採択	一部採択	不採択	継続	未了
請願		3	1		2		
陳情		4	2		1	1	
小計		7	3		3	1	

【3 一般質問】

(1) 通告制の有無及び通告要旨の程度

通告制とし、具体的に質問要旨を「発言通告書」に明記

(2) 代表制か個人別か

個人別としている。

ただし、災害発生時など日程の都合上、質問時間が十分に確保できない場合には、議会運営委員会での協議のもと、個人ではなく代表者による質問とすることができる。

(3) 通告締切及び質問者順番

通告締切は、開会日以後の初めて休会する日の正午まで

質問者順番は、通告書提出の際、くじにより決定

(4) 質問時間及び回数

質問のみ40分以内 回数の制限はない

一問一答方式採用

【4 請願・陳情の取り扱い】

(1) 請 願 ・ 陳 情

議案同様、所管の各常任委員会に付託して審査

また、請願者・陳情者は市内在住・市外在住を問わない

(2) 郵 送 陳 情

議員に配付

【5 出席要求(執行部側説明者)の範囲】

(1) 本 会 議

部長以上

(2) 各 常 任 委 員 会

課長補佐以上

(3) 議会運営委員会

ア 本会議招集に係る委員会 部長以上

イ ア以外の委員会 課長補佐以上

【6 会議の記録方法】

(1) 本会議の記録

PCMレコーダー等を使用(音声データ記録:MP3形式)

(2) 本会議の会議録

業者委託により10部製本(市ホームページにPDFファイルにて公開)

(3) 委員会の記録

PCMレコーダーによる逐語記録(全文記録)

(音声データ記録:MP3形式)

(4) 委員会の会議録

業者委託により1部製本

(5) 協議等の場の記録

PCMレコーダーによる逐語記録(全文記録)

(音声データ記録:MP3形式)

(6) 協議等の場の会議録

議会事務局により1部製本

議員給付等

【1 報酬、費用弁償等】

(1) 報酬

議 長	419,000円	市 長	880,000円
副 議 長	383,000円	副 市 長	677,000円
議 員	359,000円	教 育 長	592,000円

(2) 議員期末手当

6月	12月	計
1.625ヵ月分	1.675ヵ月分	3.3ヵ月分

(3) 費用弁償(平成18年4月1日施行)

議長、副議長及び議員が次の各号のいずれかに該当するときは、費用弁償として日額2,500円を支給

ア 議会の会議に出席したとき

イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属の委員会に出席したとき

ウ 地方自治法第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したとき

(4) 旅費

車 賃 (1キロメートル当たり)	日 当	宿泊料		食卓料
		甲地方	乙地方	
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

(備考) 宿泊料に係る甲地方及び乙地方の区分については、一般職員の旅費に準ずる。

【2 行政視察旅費】

常 任 委 員 会	1人当たり 120,000円/年
議 会 運 営 委 員 会	1人当たり 56,000円/年
特 別 委 員 会	1人当たり 80,000円/年

【3 政務活動費】

- (1) 施 行 日 政務調査費:平成17年10月3日(旧玉名市のみ平成13年4月1日から施行)
政務活動費:平成25年3月1日(地方自治法の一部改正に伴う)
- (2) 交 付 対 象 議員
- (3) 交 付 額 1人当たり 年額180,000円(4月に一括交付)
- (4) 使 途 基 準 条例に規定(使途基準に従って使用)
- (5) 報 告 書 収支報告書を議長及び市長に提出し、5年間保存
- (6) 領 収 書 等 原本その他当該支出の事実を証する書類の添付を義務化
収支報告書の提出期限の日から、5年間保存
※平成20年12月 規則の一部改正 領収書等添付の義務化
- (7) 閲 覧 請 求 誰でも可
※平成24年12月 条例の一部改正 請求権者の範囲拡大
- (8) 公 開 状 況 収支報告書及び領収書等は、事務局にて閲覧に供するとともに、市議会ホームページにおいて公開。
※平成29年3月 条例の一部改正 平成28年度分政務活動費から公開

議会費

【1 議会費当初予算】

(単位:千円)

節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 報酬	90,432	95,784	95,788
2 給料	28,374	31,820	26,937
3 職員手当等	44,736	48,427	45,908
4 共済費	38,613	41,719	38,923
7 報償費	9	4	11
8 旅費	11,351	11,138	10,956
9 交際費	400	400	400
10 需用費	5,606	5,311	7,799
11 役務費	2,067	2,042	2,599
12 委託費	8,350	8,273	8,319
13 使用料及び賃借料	1,216	1,216	1,216
17 備品購入費			
18 負担金補助金及び交付金	4,682	4,860	4,937
26 公課費			25
計	235,836	250,994	243,818

(一般会計における構成比 0.71%)

議会広報・その他

【1 議会報の発行】

- (1) 名称 玉名市議会だより「たまたま箱」
 (2) 発行 刊 平成10年1月15日(初版発行)
 (3) 発行日及び回数 定例会の翌々月の1日発行 発行回数は年4回
 ※平成26年度までは翌月の15日に発行
 (4) 発行部数 26,000部/回
 (5) 配布先及び方法 市広報紙(毎月1回 1日発行)とともに各世帯に配布
 (6) 予算 3,871,296円(印刷製本費 令和4年度当初予算額)
 (7) その他 平成24年4月15日号から議案の審議結果を公表開始
 平成24年7月15日号から議案に対する各議員の可否を公表開始

【2 会議録検索システム(本会議のみ)】

- (1) 導入 平成10年2月 議会図書室に検索用端末を設置
 平成24年2月 庁内LANによる検索システムへバージョンアップ
 (2) 入力内容 議会図書室設置端末:平成6年3月以降の本会議録
 庁内LAN:平成17年11月以降(市町合併以降)の本会議録
 (3) 予算 1,006,500円
 (システム保守、データ更新等 令和4年度当初予算)

【3 情報公開条例】

- (1) 議決 平成13年3月定例会
 (2) 施行日 平成13年10月1日
 (3) 趣旨 市の情報を原則公開し、行政の説明責任と市民の知る権利を明記
 (4) 対象機関 市長部局、教育・選挙管理・農業・公平・固定資産評価審査委員会、
 監査委員、議会など8機関
 (5) 請求権者 誰でも可
 平成24年3月 条例の一部改正 請求権者の範囲拡大

【4 玉名市議会モニターテレビ放映】

- (1) 導 入 平成13年6月定例会
(2) 中 継 場 所 市役所本庁舎1階ロビー・各支所ロビー
※地域イントラネットの整備に伴い、平成19年6月定例会よりインターネット中継(ライブ)と同内容に切りかえ

【5 玉名市ホームページ公開(市議会サイト)】

- (1) 議 長 交 際 費 平成16年 4 月 公開開始
(平成23年6月分から物品購入の際の相手先を公表開始)
(2) 会 議 録 平成16年12月 公開開始(本会議のみ)
(3) 議 会 報 平成17年 1 月 公開開始
(4) 公 開 事 項 ア 議員名簿(顔写真)
イ 市議会のあらまし
(各常任委員会等・特別委員会名簿、会派一覧表など)
ウ 議会交際費
エ 市議会だより(PDFファイル)
オ 会議録(PDFファイル)
カ 会議録検索システム
キ 議会日程
ク 請願・陳情
ケ 傍聴案内
コ 一般質問の項目
サ 議会インターネット中継(外部リンク)
シ 議会改革
ス 政務活動費(収支報告書、領収書等) ※平成28年度分から
セ 行政視察の案内
ソ その他(出席状況等)

【6 玉名市議会インターネット中継】

- (1) 導 入 平成19年6月定例会
(2) 中 継 内 容 本会議:ライブ、録画映像(いずれも開会、一般質問、閉会)
常任委員会:ライブのみ(平成27年6月定例会から)
(3) シ ス テ ム 玉名市の公共施設間の光ファイバー施設、教育ネットワーク
の構築、児童に対する防犯用ネットワークカメラの設置、電子
メールの配信、議会映像の配信などの情報通信基盤である
地域イントラネット網を活用

【7 政治倫理条例】

- (1) 議 決 平成21年3月定例会(議員提出議案)
(2) 施 行 日 平成21年4月1日
(3) 提 案 理 由 市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に
こたえるため、条例を制定
(4) 内 容 市発注工事等について、議員、市長、副市長の配偶者もしくは二親等
以内もしくは同居の親族の関与を制限
市が行なう工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約
を辞退するよう努める

【8 政治倫理条例施行規則】

- (1) 施行日 平成21年3月30日
(2) 提案理由 玉名市政治倫理条例の制定に伴い、規則を制定

【9 玉名市議会ケーブルテレビ放送】

- (1) 導入 平成24年12月定例会
(2) 放送内容 本会議:ライブ(開会、一般質問、閉会)
再放送(本会議当日の午後7時から)
常任委員会:ライブ ※平成27年6月定例会から
再放送(委員会当日の午後7時から)
(3) システム インターネット中継システムより映像・音声信号を分配し、
地元ケーブルテレビの基地局へ送信
新規のシステム構築はなし
ケーブルテレビのコンテンツとして「市議会チャンネル」を
設定し、放映

【10 玉名市議会基本条例】

- (1) 議決 平成29年9月定例会(議員提出議案)
(2) 施行日 平成29年11月13日(議員任期開始日)
(3) 提案理由 二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかに
するとともに、議会に関する基本的な事項のほか、議会活動の活
性化及び可視化のために必要な事項を定めるため、条例を制定
(4) 内容 議会の権限、権能及び機能の強化並びに議会審議の透明性を実現
し、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、もって市民福祉の向
上及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること、ひいては、本市の
将来への展望を具現化することを目的に、
・議会及び議員の責務及び活動原則
・市民と議会との関係
・議会と市長等との関係
・議会の権限等の強化
・議会の災害への対応
・見直し手続等
を定める。
◇特徴的なもの
・原則市長等の附属機関への議会選出の廃止
・市長等への確認の機会の付与等
(質問及び質疑の趣旨を確認するものなど)
・議員間討議の導入
・市議会防災会議(平常時から災害発生時の対策及び課題を確認し、
市の防災について協議する)及び市議会災害時対策会議(災害発生
時又は災害発生のおそれがあるときは、迅速かつ確に応急対策、
復旧及び復興を検討する)の設置。
・議会改革推進特別委員会の設置

【11 議会タブレット端末導入】

- (1) 導入 令和2年8月
(2) 運用開始 令和2年9月定例会より、議員1人1台タブレット端末貸与。
議案の審査に活用するほか、事務局からの連絡も専用アプリで行なう。
一般質問でプロジェクター・スクリーンの使用開始。
(説明を補足する写真や資料を投影)



玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
TEL(0968)75-1155 FAX(0968)71-0622
E-mail : gikai@city.tamana.lg.jp
URL : <http://www.city.tamana.lg.jp>